

# 地名 散歩

## 第107回 方言漢字をご存じですか？

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

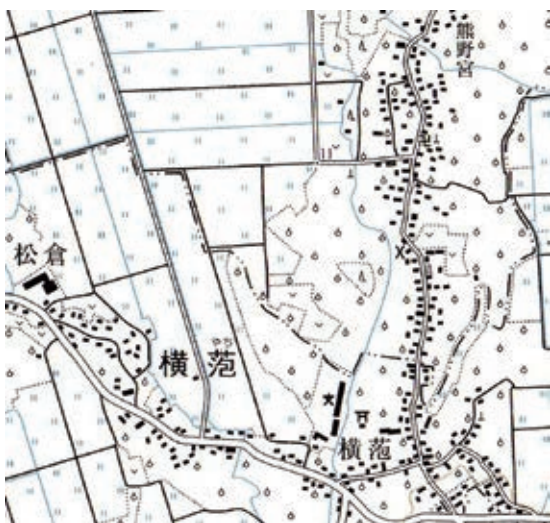
昨今のご時世であるから、指導的な立場の医師がメディアに登場する機会が増えている。そんな中、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会委員を務める釜范敏氏の名をテレビの字幕で拝見、地名マニアの私は「ご先祖は津軽では？」とピンときた。ご本人に確認したわけではないが、この范の字のつく地名は青森県限定、しかも県央から西側の津軽地方にしか存在しないからだ。

国土地理院のサイト「地理院地図」で范の字を検索すると、芦范町(鱒ヶ沢町)、姥范(五所川原市)、横范(鶴田町)、范中(弘前市)など30いくつかヒットするが、1か所を除いてすべて津軽エリアにある。その例外は十和田市の矢櫃范という地名(旧上北郡)で津軽からわずかに外れているのだが、八甲田山南側の湿地の名称だから、集落名に限れば范の地名は

100パーセントが津軽だ。

その矢櫃范が湿地であると書いた通り、アイヌ語でヤチ(Yatchi)は泥を意味することもあり、転じて湿地の意味で用いられたと思われる。ヤチの地名は関東以北に多く、その大半が東北地方であるが、津軽以外の青森県およびその他の東北5県、それに新潟県(中越以北)ではおおむね「谷地」の字が当てられており、逆に青森県の津軽に谷地の表記はない。

范は国字で、『漢語林』の解字によれば「湿原に水の泡が浮き、水草がある場所」とある。そんな風景・状態を思い浮かべながらヤチに最もふさわしい国字を、と津軽藩のお役人か誰かが作ったのだろうか。これに対して「谷地」は各音に字を当てた、いわば万葉仮名だ。ついでながら、ヤに谷の字を当てるのはほとんど東日本である。



湿地に由来する「范」の字は青森県の津軽限定の方言漢字で、北津軽郡鶴田町横范は17世紀初頭から開発が始まったと伝えられる。1:25,000「五所川原」平成9年(1997)改測



岡山県限定の札(たわ)は峠を表わす地名。穏やかな起伏が続く中国山地には札の地名が点在する。図は久米南町西部。「地理院地図」令和3年(2021)1月8日ダウンロード

菫のように、ある地方に限って用いられる字を早稲田大学の笹原宏之教授は「方言漢字」と名付け、そのタイトルの選書も上梓されている。同書には使用頻度が非常に少ない、第4水準にさえ引っかけられない珍妙な字もたくさん紹介されていて非常に興味深い。

それでも菫の字を使った原稿を簡単に書くことができているのは、大字レベルの地名に用いられる字であればパソコンでふつうに出せるようJIS規格にちゃんと含めてくれた先人の配慮のおかげである。もしそれがなければ、私としても『土地家屋調査士』の編集部を過分に悩ませてしまいそうなので事例に挙げるのを最初から遠慮し、結果としてその地名がますます目に触れる機会を減らしてしまうに違いない。ついでながら、埼玉県八潮市の<sup>がけ</sup>垢(大字。川の蛇行が侵食した崖に由来するらしい)という字は全国でもここでしか使われておらず、超レアな方言漢字である。

湿地にちなむ地名は種類が多いが、岐阜県と愛知県だけに分布する<sup>くた</sup>湫もその一例だ。漢字本来の意味は「尽きる」「集まる」「土地が低くて狭い」「池」であるが、最後の2つを合わせて「低湿で水草の生える土地」として用いたのだろう。用例そのものが多いわけではないが、中山道の<sup>おおくて</sup>大湫宿(岐阜県瑞浪市)が最も知られた地名かもしれない。長久手市の中心部も市制施行以前は「長久手町大字長湫」であったが現在この長湫は使われていない。クテの万葉仮名表記は「久手」で、こちらも岐阜・愛知の両県が大半だが事例は比較的多い。岐阜県の西側ではぽつんと離れて存在するのが島根県大田市久手町で、山陰本線の久手駅もある。中山道大湫宿の隣は細久手宿だ。

低湿地に由来するものでは、<sup>あくつ</sup>坏も珍しい字だ。土へんに下で「低地」という連想だろうが、現状では茨城県限定で、しかも水戸以北にし

か分布していない。ここも例外として茨城県境に接する栃木県那珂川町に1つだけある。他県では万葉仮名タイプの阿久津(福島・栃木・群馬)、安久津(山形・福島)など、その他では明津(神奈川・岐阜)、悪津(岩手)などという当て字で表現している。

これは方言漢字ではないが、地方特有の使い方で谷の地名に「<sup>えき</sup>浴」を用いるのが山口県だ。「谷」の字の地名より規模が小さい谷を指すようで、「浴びる」という本来の意味ではなく、水のある谷というイメージらしい。たとえば山口市の湯田温泉から山側へ入った大字中尾には東ノ浴、西ノ浴という地名があり、それぞれ東ノ浴川、西ノ浴川が流れている。分布は山口県全域が大半で、他には少し離れた島根県浜田市南部の旧三隅町に高密度で分布している。そこと山口県の間空白部にある益田市ではこのエキの地名を「溢」で表記し、後溢、芝溢、久保溢など小字レベルの地名、本溢川などの河川名がある。

<sup>たわ</sup>呷はほぼ岡山県専用の字で、他には同県に接する兵庫県のごく一部にしか用いられていない。タワと読むが、これは峠を意味する方言で、中国地方はおおむねタワまたはタオ、トウと発音する。字は国字だが最も一般的な「峠」の文字を使いながらタワなどと読ませる例が、たとえばJR伯備線が鳥取・岡山両県の分水嶺をくぐる場所の<sup>たんだわ</sup>谷田峠や、山陰本線の梅ヶ峠駅(山口県下関市)のような例があるが、呷の字はいかにも山が撓んだ部分を画像化したイメージだ。そもそもトウゲという日本語からして「タワ越え」が転訛したという説もある。他には岡山県南部の数か所にしか用いられていない<sup>たわ</sup>嶋(たわ・たお)、広島・山口両県のみ「<sup>たお</sup>埜」の字もあるが、これら珍漢字の分布エリアでも徐々に「峠」に取って代わられているようだ。

### 今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

# 土地家屋調査士 CONTENTS

NO.769  
2021 February



表紙写真

## 「流氷の旅」

第35回写真コンクール入選  
藤本 紘一●山梨会

以前から南極には興味を抱いていました。南極は「最後の秘境」といわれ、厳しい自然環境の中にペンギン、アザラシやクジラなどの生き物が生息していて私にとってすべてが未知の世界でした。南極へ上陸してみると、ペンギンは足元にチョコチョコと歩み寄ってきて人懐っこくとてもかわいいです。南極大陸へは4日間の上陸でしたがもう一度行ってみたい秘境の一つです。次は、もっと内陸に入り山に登りたいと思っています。

地名散歩 今尾 恵介

## 03 土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム

## 07 自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—  
震災を経験して

大阪土地家屋調査士会 災害・空家等対策委員会 山田 直樹

阪神・淡路大震災 被災経験からの教訓 「忘れない、伝える、活かす、備える」  
兵庫県土地家屋調査士会 社会事業部

## 11 事務局紹介

長野会／山形会／鳥取会／佐賀会／札幌会

## 16 続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.84

山形会／鳥取会

## 19 第36回写真コンクールインターネット投票

## 20 ADR民間紛争解決手続代理関係業務 法務大臣認定 土地家屋調査士になろう!

## 23 「これからの土地家屋調査士の実務と課題」

—境界紛争ゼロ宣言の実現を目指すための書籍紹介—  
日弁連法務研究財団研修委員 弁護士 相場 中行

## 24 会長レポート

## 26 会務日誌

## 27 土地家屋調査士新人研修のお知らせ

## 28 座談会

土地家屋調査士の司法への積極的な参加に向けて ～専門委員の魅力について～④

## 32 調査士カルテ Map 通信

使ってみないとわからない!

## 33 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム 調査士カルテ Map

## 34 国民年金基金

## 36 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 37 ちょうさし俳壇

## 38 団体総合生活補償保険のご案内

## 39 編集だより

# 土地家屋調査士制度制定 70 周年記念シンポジウム

土地家屋調査士制度制定70周年を記念したシンポジウムが「つながる安心とひろがる未来を考える～令和時代、土地家屋調査士の使命～」をテーマに令和2年10月26日(月) 13時から17時45分まで東京国際フォーラムのホールB7において開催されました。

主催 日本土地家屋調査士会連合会  
(以下「日調連」という。)  
共催 全国土地家屋調査士政治連盟  
(以下「全調政連」という。)  
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会  
(以下「全公連」という。)  
後援 総務省・国土交通省・法務省



約600人が集まる中、小野伸秋日調連副会長から開会の辞があり、「土地家屋調査士の使命として、今何をすべきか国民生活の安心、安全と未来のまづくりへどのように寄与すべきか考える」を皮切りにシンポジウムが開会されました。

## 主催者挨拶 「今、土地家屋調査士は何をなすべきか！」

國吉正和(日調連会長)

土地家屋調査士法が改正され令和2年8月1日に施行されました。土地家屋調査士法第1条が目的規定から使命規定へと変わりました。また、第42条では懲戒権者が法務局長又は地方方法務局長から法務大臣へと変更されました。今回のシンポジウムは、時代の波に乗って土地家屋調査士として何ができるか考える機会としたいと思います。



## 記念講演 「揺れ動く時代における専門家」

寺田逸郎氏(前最高裁判所長官)

70周年という歴史的節目に相応しい大変重要な法改正が昨年ありました。注目は第1条が使命規定に変わるということです。目的規定



から使命規定に置き換えるということは、制度の基盤を直接法律に置くということから離れるということになりますので、すんなり認められるか、あるいはそれがいいのか、議論がありそうでハードルが高いのではないかと感じていました。

それを見事クリアされた関係者の努力はいかばかりかと想像する次第です。その成立過程において法案の提出者は第1条を使命規定に改める主旨を次のように説明しています。「業務内容の拡大により以前にも増して社会において、専門家として重要な役割を果たすようになってきている。」このように皆さんの立場を位置づけることによって、空き家問題、所有者不明土地、相続登記促進等の問題解決に係る職責の重さを強調しています。

業務においては、量よりも質を求める姿勢が明らかになっているのではないかと見ています。強調したいのは、国民生活の安定と向上についての使命が明らかにされたことです。

使命というと非営利的な活動の必要性和結び付け

がちであるが、営利を使命と対立して捕らえるまではないと思います。必要なことは長く継続してビジネスとして成立し構築することが重要です。事業分野について、一つ一つの場面において仕事ぶりを模索することが大事です。それこそが使命を持つ専門職の専門家の在り方に相応しいと思います。

## 討論 「法改正！土地家屋調査士の使命」

倉吉敬氏(中央更正保護審査会委員長・元東京高等裁判所長官)、國吉正和日調連会長、鈴木泰介日調連副会長

### ～土地家屋調査士法改正の背景について～

鈴木日調連副会長

土地家屋調査士法改正の背景についてお伺いしたいと思います。

倉吉氏 不動産登記の所管をする課長に就任したばかりの時の話です。松岡元会長が広報部長だった頃、「杭を残して悔いを残さず」のポスターを持ってきた時に私は地味ではないですかと言ったところ、私たちの仕事は境界を確認して境界標を入れていくという地味な努力の積み重ねですと言っておられた。その積み重ねが境界紛争を防ぐことにつながるという説明を受けました。その地道な努力が実って使命規定を創設する法案が出るまでに来たのだと思いました。

國吉日調連会長 土地家屋調査士は長年、土地家屋調査士法の改正をお願いしてきました。その内容は業務に関連する改正であり、不動産登記法第14条地図、筆界特定業務、境界紛争に関連するADR業務等、筆界を取り扱う専門家として、土地家屋調査士法に「筆界」の文言を入れたいというのが元の話だと思います。

### ～懲戒手続の適正・合理化～

鈴木日調連副会長 懲戒の処分権者が法務局長又は地方方法務局長から法務大臣に変更されましたが、土地家屋調査士にとってどのような影響を及ぼすのでしょうか。

倉吉氏 ADR業務を考えると法務局長が懲戒事由を把握するのは容易とはいえないし、複数の法務局の管轄をまたがっている土地家屋調査士法人も多くなってきました。ですから法務大臣が処分権者になるのが適切であると考えます。

國吉日調連会長 この改正によって、土地家屋調査士個々の業務に影響があるとは思いません。今までどおりしっかりと業務を行うことが大前提であり、除斥期間が7年になりましたが、使命規定の下、きちんと成果を提供することが大事だと思います。

### ～一人法人～

鈴木日調連副会長 土地家屋調査士法人は共同して設立しなければならないということから単独で設立できることになりました。これによって期待できることはありますか。

國吉日調連会長 今まで多くの土地家屋調査士法人は親子等の二人社員法人でありました。つまり一人亡くなると法人が維持できないということになります。入札、仕事量、広範囲な事業展開、事業承継、信用、社会保険等のメリットがあり、ある程度の法人が新たに設立されるのを期待しています。

倉吉氏 経営判断の選択肢が増えるのは良いのではないかと。利用する側としても利用しやすくなるのではないかと思います。

鈴木日調連副会長 連合会としては全員が法人にしてほしいわけではなく、社会が多様化していく中で、多様なニーズに応えるため、利用者や土地家屋調査士の選択肢を増やすことが必要だと考えています。



## 基調講演 「防災・減災・国土強靱化！！」 ～まちづくりにおける土地家屋調査士の役割～

和泉洋人氏 (内閣総理大臣補佐官)

地籍調査とか地図というのは、国土の基盤で国家そのものです。我が国で最初に実施した大化の改新に始まり、2番目には太閤検地、3番目には明治の地租改正があり、住民に測量をさせたので精度が粗悪な公図ができてしまった。最後に小泉政権の都市再生街区基本調査が行われ、この時に街区基準点も設置された。



防災・減災・国土強靱化において重要な役割を果たす地図・地籍を取り扱う土地家屋調査士の役割とは何か確認しましょう。過去の大災害の教訓として、伊勢湾台風、阪神淡路大震災、東日本大震災がありました。そこで国土強靱化が新しい概念として示されました。かつて天災は忘れた頃にやってくると言われていましたが、今は前の天災が生々しく残っている中で次がやってきます。事前に対策をすれば遥かに被害は少なくなります。それらを踏まえて国土強靱化基本法ができました。災害が発生した際の円滑な復旧・復興の前提として、土地の基本的な情報である境界が明確になっていることが重要です。そして今回の法改正によって、専門家としての使命を明らかにする規定が設けられました。改正の主旨ののっとって使命を果たして頂けると幸いです。

## 意見発表 「狭あい道路整備促進の必要性について」

宿本尚吾氏 (国土交通省住宅局市街地建築課長)

消防や防災上、早急に整備が必要な狭あい道路の解消について、お話しをさせていただきます。



住宅政策の動向について、住宅ストック数は総世帯に対し約16%多く、量的には充足しているの

で、今後は豊かな生活を営むためにこれらの住宅ストックの耐震化やバリアフリー、適切な幅員の道路が整備されるよう住環境の問題がある建物をいかにして建て替えていくのかが課題となっております。

狭あい道路は災害時に避難路として不十分であり、安全で良好な住環境を形成する上でも大きな課題と考えます。よってこれらの狭あい道路拡幅整備について助成を行って支援しております。

田口富隆氏 (岡崎市建築部次長)

狭あい道路解消が促進しない理由として、建物は後退した位置に建築するものの後退部分には、所有者が後から門や塀を築造する等により、結果的には道路拡幅に至らない状態でした。このような



背景から市街化改善効果が期待できる3地区を選定し、狭あい道路に対する意識や安全に改善できる説明会やアンケート調査を行い、住民の意向把握に努めました。その後、整理をして狭あい道路の拡幅整備に関する条例を制定することができました。今後制度が改善され、全国的に狭あい道路の整備が飛躍的に進むことを期待しています。

米澤實氏 (土地家屋調査士)

我々は市町からの依頼を受けて道路及び民々境界の確定、分筆登記、工事完了後の地目変更、境界復元作業を行います。



狭あい道路未整備箇所は多く、スピードを上げる必要があります。

提案としては自主管理を含む全ての事前協議案件に後退用地を明確にするため道路境界確定協議を義務化することです。全国各地の土地家屋調査士が積極的に取り組むことで狭あい道路整備事業を確実に促進させることができます。

## 提言「法定！狭あい道路整備促進の必要性について」

豊田俊郎氏(参議院議員・土地家屋調査士)

狭あい道路の事例集が出来た経緯は平成31年4月22日の参議院決算委員会において、狭あい道路に関する国会論議として私がこの問題を上げました。そして国土交通省住宅局長が答弁をされたことで始まり、事例集が出来上がるまでになりました。各自治体が頑張っている国が把握していない問題があったということです。これらの事実も政治の力があればこそだということを皆様にはご理解いただければと思います。



提案としては、狭あい道路をある一定の条件を付けて道路法による認定道路にしたらどうか。もう一つは国土強靱化のために防災・減災の観点から法律を作っていたらどうかと思います。提言として、狭あい道路の解消に向けた国の予算の一層の充実等を行政に対して発信をしていただきたいと思います。

土地家屋調査士70年宣言 國吉正和(日調連会長)

國吉会長が代表して、私たち土地家屋調査士は、国民生活の安定と向上に資する使命遂行のためここに宣言された。



土地家屋調査士70年宣言

土地家屋調査士法は、昭和25年に制定され、今年で70年を迎えました。これまでに培われた実績と社会に対する専門資格者としての職責をより一層明確にするため、土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することが使命となりました。

この使命を果たすため、土地家屋調査士は、自ら専門分野の知識と技術の向上のため研鑽を積み、国民の信頼に応えるため能動的に行動します。

- 1 不動産の登記と地図の重要性を広く社会に発信し、その整備と充実に貢献します。
- 2 国民の安心・安全で豊かな暮らしを守るため、防災・減災・国土強靱化を目指す社会のインフラ整備に貢献します。
- 3 土地の境界管理の必要性を社会に周知し、土地の境界をめぐる紛争を未然に防ぎます。また、土地の境界をめぐる紛争に対して、筆界特定、ADR、訴訟等の各種手続きの連携を図り、解決に貢献します。
- 4 既存概念にとらわれない新しい価値観の創造に貢献します。

私たち土地家屋調査士は、国民生活の安定と向上に資する使命遂行のためここに宣言します。

令和2年10月26日  
日本土地家屋調査士会連合会

## 閉会の辞

椎名勤全調政連会長

このシンポジウムは、日調連を中心に全調政連、全公連の三者が史上初めて連携して実施しました。皆様方にはこれからも変わらぬご支援とご協力をお願いいたしまして、土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムを閉会とさせていただきます。

広報員 田村佳章(神奈川会)



詳細は  
記念誌へ～  
待っててね！



広報キャラクター「地識くん」

# 自然災害と向き合う

## —今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

### 震災を経験して

大阪土地家屋調査士会 災害・空家等対策委員会 山田 直樹

私は、大阪府高槻市に在住しており、令和元年度からは大阪土地家屋調査士会(以下「本会」と表示。)で災害・空家等対策委員会の委員を拝命しています。連合会から頂いたテーマである「阪神淡路大震災」でも私は被災していますが、2018年6月18日に発生した「大阪府北部地震」でより多くのことを経験しましたので、その時に感じたことなどについて寄稿させていただきます。

「大阪府北部地震」発生時、朝8時頃だったと記憶していますが、突然の強い揺れにより家の中で立っていることができないような状態でした。近年起こっている他の地震と比較すれば、揺れている時間が短かったようですが、実際の時間以上に時間が長く感じたことを覚えています。

気象庁からの発表によると、高槻市は震度6弱とのことで、我が家では、水道2日間・ガス3日間・電気数時間くらいのライフラインの停止期間があり、生まれて初めて給水車の列にも並びました。たった2～3日の間の出来事でしたが、平常の生活というものがいかに有り難いものなのかを強く感じる期間となりました。

土地家屋調査士として震災に直接深い関わりを持つこととなったのは、私が所属する本会三島支部(現在は支部再編により北摂支部に編入)と高槻市との間で交わされた災害協定によるものでした。私が高槻市との連絡・交渉窓口を担当していた関係で、確か地震から数日たった金曜日(22日)の午後9時頃、高槻市職員からの電話で「週明け(25日)から災害協定による支援の要請」を受けたのが事の始まりでした。他士業団体が高槻市と災害協定を締結されていることもあり、本会とも協定を交わすこととなったのですが、実際のところ、協定を交わした後も、支部では、どのように協定内容を履行していくのかなど、災害時における支援内容等の具体的な体制について詰めることはなく、結果として形式的に災害協

定を交わすことだけにとどまってしまっていた事実から、この支援要請にどう対応するのかよく分からないまま、とにかく週明けに市役所指定の場所に行ったという状況でした。

本会への支援要請を発したのは高槻市の資産税課で、その内容は震災家屋の罹災状況調査補助ということでした。当日同市には、府内の他市町役場・震災を経験されている熊本県や東北からも支援者が来られていましたが、高槻市役所自体が混乱しており、支援者にどのように動いてもらうかなど整理できておらず、初日は大変な状況でしたが、日を追うごとに体制が整い、7月に入ったころからはそれなりに動けていました。

土地家屋調査士は通常、建物表題のための調査は行いますが、建物がどの程度の被害を受けているかを調査するということはしませんし、そういった研修を受けていたわけでもありません。そのため、実際の現場ではチェックシートを片手に、震災を経験されている熊本・東北の役所の方をリーダーとして、(経験者・市職員・土地家屋調査士)又は(経験者・市職員2名)というような班員の構成で1日5班から多い時で12班くらいが組織され、各班が1日最大15件くらいを調査していたと記憶しています。被災した建物の件数が多かったことから、支援期間も延び延びとなり震災後から8月半ばの約2か月間、休日もなく作業は継続されました。

高槻市から、土地家屋調査士に支援要請されたということで、我々ができることを全力でやるしかない状況でした。我々にとってはどちらかというと専門外の業務でしたが、土地家屋調査士には機動力があり作業についても対応が早く、フィールドワーカーの面目躍如と思ったものです。

一方、支援期間が延びることで問題点が明らかとなりました。本来、建物の被災状況の確認は土地家



---

屋調査士がすべき業務ではないのですが、大阪府北部地震では、多くの土地家屋調査士が市町からの支援要請に応じて復興支援に参加したことは事実です。今後も役所から必要とされる資格であるためにも、もう一歩先を見据えた準備が必要ではと感じております。

私を感じた大きな問題点としては、

### ○ 準備不足

他の支援者は、「〇〇市」、「〇〇士会」など書かれた作業用ベストなどを着用され、災害派遣であることが一目で誰にでも分かる状況でしたが、本会にはそういった備えがなく、日常業務の延長線上の装備で参加するしかありませんでした。また、支援する具体的な体制自体が準備できておらず、今回、実際に事が起こったことで準備不足が明確となったように思いました。

### ○ 支援者の不足

支援当初は、多数の支援が得られたが、長期化することにより支援者が不足した。順番に参加するなどの決め事は必要であると思いました。

### ○ 支援者自体が被災者

国家資格者である使命感から、積極的に支援には地元の土地家屋調査士を中心とした多くの土地家屋調査士の方々に参加していただいたが、支援者自体が地元で事務所や自宅を構えるなど、被災者である方も多く、地元の土地家屋調査士会員だけでは対応は困難であると感じました。

### ○ 資金不足

日常業務であるか災害復旧業務であるかにかかわらず、役所の方々は給料が出るし、特別手当もあるようです。しかし、我々のような支援者のための予算は確保されておらず、確保するような動きもありませんでした。我々は自営業者であり、自己の業務をしなければ収入がないわけで、経済的な理由から支援参加できない方も多くいたと思われ、今後は支援者への経済的な最低限の支援・救済のための公的な資金も含めた財源確保が必要でないかと、強く感じました。

など、他にも細々とありますがこれらの問題点を特に強く感じました。

地震の後、強い台風の直撃により更に被害が大きくなったこともあり、当時から比べれば随分と減ったとはいえ、災害発生から2年以上が経過した現在でも、至るところに屋根にブルーシートが掛けられた家屋が残っています。また、建物が取り壊され空地となった土地が多く存在するのも事実です。今後、起こり得る東南海大地震などへの本会の備えはもちろん必要でしょうが、実際に広域の災害となった場合には、もっと大きな組織単位での対応が必要になることを実感しました。支部、本会、ブロック、そして日調連が緊密に連携し、例えば災害の規模に応じたネットワークによる救援体制の確立などが急務であると思えます。

最後となりましたが、大阪府北部地震の際、支援協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。支部内の土地家屋調査士だけでは対応できなく感謝しております。

# 阪神・淡路大震災 被災経験からの教訓 「忘れない、伝える、活かす、備える」

兵庫県土地家屋調査士会 社会事業部

## はじめに

兵庫会は、25年前に起きた阪神・淡路大震災(以後は「震災」という。)を経験し、その復興に寄与した経験を通じて、これから必ず起こるであろう南海トラフ地震や想定外の自然災害に備えて、「忘れない、伝える、活かす、備える」ことを基本に、次の世代や他会へこの事を伝えていかなければならない使命があります。震災から25年が経過し、経験のない会員が多くなってきた中で、「震災経験の継承」という課題を担当部署である社会事業部では痛感しており、既に理事や部員に土地家屋調査士として被災経験した者がいないことから、今回の寄稿に当たり改めて震災経験の継承という視点で、実際に土地家屋調査士として震災を経験された会員6名から、この度の趣旨も理解いただき貴重な体験を聞くことができました。震災当時の状況や復興の記録等は、土地家屋調査士の活動と共に幾冊かの書籍となり手に触れることができますが、被災経験した会員の「生の声」を聴くことによって次代に生かし、備えることにつなげられればと考えました。これから何を伝えていけばよいのか、どんな準備ができるのかを感じたまま記したいと思います。

## ○ 震災直後は？

今回お話しを伺った6名の会員の中で、事務所が全壊した等の被害に遭われた方はいらっしゃいませんでしたが、皆さん事務所内は壮絶な状況で、後片付けで2週間ほどは業務ができなかったそうです。全員が支部長や副支部長など何かしらの役職に就かっていたため、緊急の役員会を開き会員の安否確認や救援物資の配分等、業務どころではなかったようです。被災支部は支部内の被災状況の把握のみに努め、救援物資の配分等は、本会と支部との連携で処理し、被災役員の負担を軽減する必要があると感じました。

## ○ 建物登記について

平成9年2月10日付けの滅失建物調査等集計表によると、調査戸数は神戸本局を含め12の支局、出張所で総計102,748戸を滅失調査した記録があります。本人申請のための登記特設相談所を神戸本局、須磨、東神戸、西宮、伊丹、尼崎の各支局、出張所で開設し、土地家屋調査士、司法書士が相談員として協力いたしました。平成7年8月には建物の職権滅失登記の実施が正式発表されたため、代理申請は多くなく、公嘱協会社員が委託を受けて現地調査書を作成して法務局に状況を報告しました。登記官は報告書を十分に確認の上、建物滅失登記処理をしましたが、未登記建物や借地内の建物等、特定するのが難しかったようです。建物滅失職権登記の場合、所有者と会わずに登記するため、法務局からの通知を見て初めて滅失登記がされたことが判明したようで、「勝手に登記するな」とクレームが入るなどして滅失回復登記をすることもあったようです。通常なら滅失と判断されるケースでも、所有者本人の思いは解りませんので、いろいろなことを想定しながら行う必要があると感じました。

## ○ 土地の登記について

兵庫県南部地震による土地の水平地殻変動と登記の取扱いについて

地震による地殻の変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合には、土地の筆界も相対的に移動したものとして取り扱う。なお、局部的な地表面の土砂の移動(崖崩れ等)の場合には、土地の筆界は移動しないものとして取り扱う。  
平成7年3月29日 法務省民三第2589号(民事局長回答)

今では、震災の度に出てくる皆さんご存じの通達ですが、発生直後は意見が錯綜し、前例もなく方針に悩んでいた中、震災後早い時期で通達が出された

ことにより以後の業務を円滑に進めることができたそうです。とは言え、移動する量は場所によって違い、筆界付近に在る石積みや擁壁、側溝やフェンス等は大きく損傷したり、無傷のまま湾曲したりと様々なので、地権者に土地が動いたので地積変更登記をしますと言っても全員が納得するわけがありませんでした。神戸市では出来るだけ街区全体を測量し、全体を把握した上で特定するよう指導があったようです。また、調査・測量データを支部が一括管理しており、これらの情報提供を受けることができたことで、迅速、正確に対応できたそうです。一方、西宮市では道路台帳が整備されている地域については、筆界は移動していないものとして取り扱われ、その道路台帳を基に現地の境界を復元することになり、そのため、宅地内に50 cm以上入り込んだ位置が道路境界線となる等の問題が生じることになりました。地元の土地家屋調査士も市と何度も協議したようですが、取扱いが変わることはなかったようです。しかし、地元からの要望が強かった地域においては、例外的に合意筆界で集団和解したケースもあったようです。

被災地は、地区混乱地域、区画整理完了地区、道路台帳整備地区等、種々様々な土地があり、一様ではない地殻変動ですから、境界の復元に関して土地家屋調査士が個人で対応することは困難であり、法務局、自治体、自治会、土地家屋調査士がそれぞれ資料やデータを持ち寄り、地域全体で問題解決する必要があると思われます。

震災発生時は土地家屋調査士会として、各関係省庁、市町と協議の上で統一された基本的対応が必要となり、地域や箇所により多種多様な事情や条件があることは理解できますが、土地家屋調査士として指針を示せるように準備する必要性を感じました。

## ○ 兵庫会として

震災発生当時、本会が率先して被災地の情報収集や必要物資の調達・保管・配布等を行い、また、震災後における調査測量への対応や情報発信等を行うべきだとの意見があり、中でも被災していない理事や役員などが対応すべきとも提案されましたけれど、「全体を総括している土地家屋調査士会として、一地区の災害のためには手助けできない。」旨の返答があり、大きなショックを受けた方がいらっしゃいま

した。現在、本会では「危機管理規則」を平成25年3月28日から定めております。その目的は「兵庫県土地家屋調査士会が正常な機能を回復すること、被災会員を支援すること及び被災者に対して可能な限りの人的、物的支援を行うとともに土地家屋調査士の職能を提供することを目的とする。」としております。

一方で被災地の土地家屋調査士が、登記相談や救済物資の配分を行う時間はないと思われます。また、境界の復元や建物登記についての関係者との協議も、統一した対応でなければなりません。法務局や自治体への要望も土地家屋調査士会としてすべきことだと思います。また、社会貢献として援助活動に参加することも重要ですが、それも被災支部の土地家屋調査士に要請するのは無理だと思われます。今後は、県内の被災地域を特定したシミュレーションを行い、関係各所への連絡協議を行う等、誰がどの役所に何を協議しに行くのか、より具体的なプログラム作成が必要であると感じました。

また、土地家屋調査士会では阪神淡路大震災の経験を基に、被災地域のまちづくりを支援する団体である、近畿災害対策まちづくり支援機構に参画しておりますが、被災された市民が抱える問題は不動産の問題だけではありません。様々な資格者が包括的に被災者に寄り添う体制づくりも必要であります。

## 最後に

震災体験の何を継承し、伝えればよいのが最初は分かりませんでした。恐らく社会事業部担当者全員が同じ気持ちであったと思います。結局、継承と言うよりは会としてこれからどう準備をするのかといった内容になりました。自然災害はどこで起こるか分かりませんが、被災会になったとき、境界復元に関して土地家屋調査士が法務局と共に、境界の専門家として先導できる準備が必要ではないでしょうか。

最後になりましたが、藤原光栄会員、藤原亮一会員、松下五男会員、江本敏彦会員、植田豊会員、泉山閔次会員の6名にヒアリングのご協力を頂きました。ありがとうございました。文中の数字等は「震災から復興への記録」兵庫県土地家屋調査士会著から引用しました。

## 長野県土地家屋調査士会

長野県土地家屋調査士会館は善光寺のお膝元、長野県庁の北側、前方には長野地方裁判所、合同庁舎が立ち並び、曹洞宗善松寺境内地の東側に司法書士会館と隣どおしに仲良く並ぶという形で、長野県の政治・教育の中心地に位置しています。

事務局は昭和47年6月、5代櫻井会長までの20年以上もの間、会長宅とされ転々としていましたが、初めて長野市の林業会館に開設されました。のちに、昭和52年同市内林業センターに移転され、昭和63年4月に現在の地上4階地下1階建ての土地家屋調査士会館が竣工し、以降ここで執務を行っています。

1階が本会事務局で、会長机は一緒の部屋の県庁の見える南側窓際に間仕切りもなく配置され、中塚会長の執務は事務局職員と一体になり執り行われています。2・3階は基本会議室として利用しており、2階は20名程度収容できるため、正副会長会議・各部会・各委員会等で利用し、少し広めの3階は理事会・支部長会等で使用している会議室です。特に3階は机を並べ変え教室形式にすると40人程入れるので、新入会員研修会等の小研修会も行っています。4階は公嘱協会の事務局として貸しており、地下1階は駐車場になっています。

前回寄稿した平成22年は430名ほどいた会員さんも現在は370名を下回るほどになってしまいました。また、65歳以上の会員さんが全体の32%を占めており、将来の土地家屋調査士会を担っていく多くの新入会員加入を切望している点は、各土地家屋調査士会の皆さんと同様の悩みであると推測いたします。

事務局スタッフは現在、瀧澤正幸事務局長、北村恵子職員の2名体制です。

瀧澤局長は外部機関折衝、文書発送等の統括的業務、北村職員は本会経理から役員及び会員一人一人へのサポート、ADRセンター長野の受付から事務管理業務を普段の役割分担としています。事務が年々煩雑化・膨大化している中で業務の効率化を考えていくことが大きな課題となっています。

長野県松本平安曇野はご存じのことと思いますが、我ら藤原政弥先生が「日本を測る人びと；土地家屋調査士法の誕生」で書き下ろして下さったとおり土地家屋調査士制度発祥の地です。

本年は、公嘱協会との共同で松本市の「土地家屋調査士制度発祥の地碑」のそばに土地家屋調査士制度の広報活動の一環として「1級基準点」を建標しました。

長野県に来られる機会がありましたら是非一度はお立ち寄りいただければと思います。

(事務局代筆 広報部 林)



## 山形県土地家屋調査士会

山形県は、東北地方の日本海側に位置し、東京からは山形新幹線で3時間ほど掛かります。山形県土地家屋調査士会館は山形市内・山形駅から車で10分ほどの所にあり、山形地方法務局のすぐそば200 mほどの所にあります。

現在の会館は、平成27年に建てられた木造2階建てです。1階を本会事務局として使用、2階には山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が入居しています。

建替え前の本会館は山形県司法書士会との合同会館として、現在の会館敷地と隣接敷地を合わせた場所に建っていましたが、老朽化により建て替えをするに際し、司法書士会は別地に事務所を設けることとなりました。以前の会館敷地は司法書士会との共有状態であったため、敷地を半分にした上で共有状態を解消して、現在の会館を建てるに至りました(ちなみに、従前敷地の残り半分には、一軒家の豪邸が建てられ、そちらが会館に見えなくもありません。)

山形会は、現在会員数168名、年間予算額約2,900万円です。我が会も会員数は年々減少しており、昭和26年の511名をピークとして現在に至っています。

事務局は、事務局長と事務職員の2名で業務に当たっています。

山形の名物としてサクランボや米沢牛があります

が、特にサクランボが有名で、最盛期の6月中旬には観光サクランボ園にいらっしゃる方々で、俗にいう「サクランボ渋滞」が起こるほどです。去年は残念ながら新型コロナウイルス感染症のため、観光サクランボ園も自粛されたと聞いておりますが、いずれ騒動が収まった暁には、是非、山形県にサクランボ狩りに来ていただき、本会にもお寄りいただければと思います。

### 【山形県土地家屋調査士会連絡先】

〒990-0041 山形県山形市緑町一丁目4番31号

TEL : 023-632-0842 FAX : 023-632-0841

URL : <http://www.chosashi-yamagata.or.jp>

E-mail : [green@chosashi-yamagata.or.jp](mailto:green@chosashi-yamagata.or.jp)



会館全景



会議室



事務室

## 鳥取県土地家屋調査士会

鳥取県は島根県の東側、岡山県の北側に位置し、人口55万人、面積は3,507平方キロメートルです。人口は47都道府県の中で最小です。日本は人口減少社会に入り、現在1年で50万人以上減少しています。毎年、鳥取県全人口が減少していると考えると妙にリアルに感じてしまいます。

鳥取会は、会員69名、法人会員0法人(令和2年12月1日現在)。予算規模2,300万円。支部は東・中・西部の三つの支部で構成されています。鳥取県土地家屋調査士会館は鳥取市西町にあり、鳥取駅より北東約1.7キロ、徒歩20分。鳥取地方法務局から南南西約300m、徒歩4分の位置にあります。現在地と江戸時代絵図を重ねることができる「鳥取こちずぶらり」というアプリがあります。これによると江戸時代(安政6年・1859年)は鳥取藩家臣「渡瀬美作」の屋敷があったようです。現在の会館は、平成11年11月11日に鳥取県司法書士会と合同(各持分2分の1)で竣工された鉄骨造重鉛メッキ鋼板葺3階建(1階91.41㎡、2階130.72㎡、3階130.72㎡)の建物です。1階は桐友ホールという一般市民にも開かれ使用可能なホール、2階は鳥取県司法書士会、3階に鳥取県土地家屋調査士会となっています。同じ事務室に鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士会、境界問題相談センターとっとりも入居しています。竣工から20年がたち、修繕箇所が出始めました。この先の長期的な修繕計画も必要だと考えています。

事務局体制は正社員1名、パート職員1名の2名体制ですが、先日、パート職員さんが退職したため、現在は房安事務局長1名体制で孤軍奮闘していただいています。現在、事務局職員募集中です。全国の会員の皆様、自然豊かで(名峰大山・鳥取砂丘・山陰海岸・温泉ざんまい)美味しい食材(二十世紀梨・スイカ・松葉ガニ・シロイカ・岩ガキ・モサエビ)の宝庫である鳥取県への移住を考えている方がおられましたらお声を掛けていただければ幸いです。

### 【鳥取県土地家屋調査士会】

〒680-0022 鳥取県鳥取市西町1丁目314番地1

TEL：0857-22-7038 FAX：0857-24-3633

URL：<http://tottori-chosashikai.com/>

E-mail：[toricho@guitar.ocn.ne.jp](mailto:toricho@guitar.ocn.ne.jp)



会館外観



調査士会3階会議室



3階会議室からの眺め「久松山の頂が見えます。」

## 佐賀県土地家屋調査士会

佐賀県土地家屋調査士会は、現在会員数109名の日本で数番目に会員数が少ない会です。

どこの会でも苦慮していると思われませんが、高齢化により会員が減少してきて、数年後には100名を切るかもと財政不安を感じるどころです。

そんな不安を解消しようと、現在、力を入れているのが工業高校への出前授業です。役員一丸となって若い世代に土地家屋調査士の魅力を分かってもらおうと必死にPRしています。

事務局は、県都佐賀市の中心部に位置し、佐賀城跡や佐賀城本丸歴史館、博物館、美術館、図書館などの文化施設を内包する佐賀城公園に隣接しており、周辺には県庁、佐賀地方法務局、テレビ局もあり、その一帯がお堀に囲まれた『城内』という地名となっています。

事務局を一步出ると、幕末の佐賀藩の最先端技術で明治維新に活躍した10代藩主、鍋島直正公の銅像を見ることができます。これは、明治維新150周年に当たる2018年に完成し、「肥前さが幕末維新博覧会」が盛況に行われました。現在は公園が一段と整備され、県民憩いの場となってきています。



鍋島直正公の銅像

また、その佐賀城公園の一角にある市村記念体育館(リコー創設者の市村清氏が寄贈)を今回の70周年記念事業において3Dスキャンすることになっています。瓶の王冠のようなキザキザのある特徴的な外観を持つ建物のためどんなものができるのか楽しみです。

自社会館を平成13年に現在の場所に建設し、二階に公嘱協会、一階が本会事務局、会議室となっていて、境界問題相談センターも併設しています。

会館建設時には、当時の役員さんが大変な苦勞をされた、(公嘱協会と相当もめたらしい。)と聞いています。もうだいぶ前になるため今の役員の方々は誰も知らないことですが…。

平成29年には、壁の塗装工事をし、リニューアルしています。



リニューアル後の会館

事務局体制は、数年前に大手ゼネコンを中途退職までして来てくれた松尾事務局長と、絶妙なタイミングでお茶を出してくれるベテラン事務員の牟田さんの二人体制です。財務計算、総会資料、なんでもお任せで我々役員は大変助かっています。

### 【佐賀県土地家屋調査士会連絡先】

〒840-0041 佐賀市城内二丁目11番10-1号

TEL : 0952-24-6356 FAX : 0952-24-6349

URL : <http://www.sagatyo.net/>

E-mail : [sagatyo@po.bunbun.ne.jp](mailto:sagatyo@po.bunbun.ne.jp)

## 札幌土地家屋調査士会

札幌会事務局のある札幌土地家屋調査士会館は、JR「札幌駅」から南に直線で約1.9 km先にある地下鉄南北線「すすきの駅」から西に5分ほど歩いたところにある「晴ばれビル」8階フロアにあります。

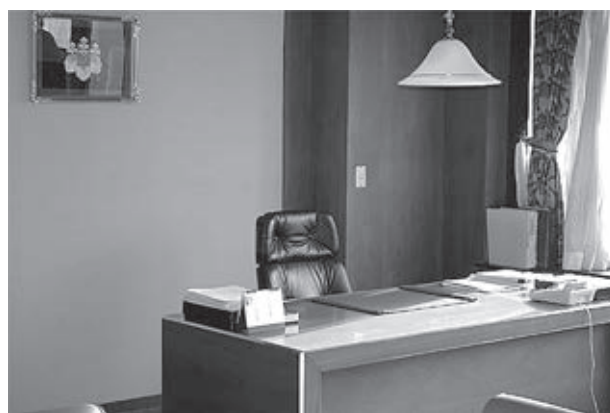
札幌市内中心部は、碁盤の目のように道路が交差しており、その真ん中にはグリーンベルトのような「大通公園」、そして、その少し南側には、東西の道路をアーケードで覆った「狸小路商店街」、さらにその南側には、東京以北で最大の歓楽街といわれる「すすきの」があり、当会会館はその西端にあり、会議の後には「すすきの」で一杯！と夜の街に消えていく役員が少なくありません。

札幌会は、地図でいうと北海道の南側の尖ったところにある「えりも岬」から札幌市周辺の道央部分までにある20市、36町、6村に281名の会員(法人会員は2法人、女性会員は9名)が登録しており、地域ごとに10支部を設けております。

事務局のある「晴ばれビル」8階フロアには、札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会事務局、さっぽ

ろ境界問題解決センター調停室のほか会議室等がありますが、昭和55年に8階フロア全部を区分所有していますが、同ビル自体が昭和49年6月新築で46年を経過して各所修繕費用がかさんでおり、会館の維持・移転問題が今後の課題の一つとなっております。

事務局体制は、菅原事務局長、江本事務主任、田尾事務局員の3名で構成されており、各種の問合せや会務に伴う出納事務等に日々奮闘しています。



### 【札幌土地家屋調査士会連絡先】

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目8番地  
晴ばれビル8階

TEL : 011-271-4593 FAX : 011-222-4379

URL : <http://www.saccho.com>

E-mail : [sta001@mb.snowman.ne.jp](mailto:sta001@mb.snowman.ne.jp)

### 【さっぽろ境界問題解決センター】

TEL : 011-281-8711



愛しき

# 続!! 我が会、我が地元

Vol. 84

## 山形会

### 『10年間の広報活動』

山形県土地家屋調査士会 齋藤 寛司

私が所属する寒河江支部は山形県のほぼ中央に位置し、寒河江市と西村山郡(河北町・西川町・朝日町・大江町)の会員で構成されています。私が開業した10年前に異例の若手と呼ばれる20代30代が私も含め3人開業しました。この3人を中心にして、色々な広報活動をしてきたことを紹介します。

まず、広報活動を積極的に行っていこうと思ったのは所属する支部の影響があります。私の支部には河北町という町があり、山形県で唯一、町を、ちょうと呼ぶ町があります。土地家屋調査士がお客様、隣接者、金融機関に電話で「土地家屋調査士の〇〇です。」と伝え、と、大概「河北町の〇〇さんですか?」と聞き直されます。冒頭の土地が聞き取りづらく「家屋調査士の〇〇です」が、「河北町の〇〇」と聞こえてしまうのだろうと推測はできるのですが、相手がお年寄りですと職業を伝えるのだけで一苦労です。支部の集まりでは、皆が経験していることでした。そこで土地家屋調査士の知名度を上げたいと考えるようになり地区のイベントなどにどんどん参加していくこととなります。年齢的に地域の他の団体の青年部、青年団に入っていたり、子供の通う学校のPTA役員だったこともあり、地域や学校のイベントを通し広報活動ができる立場にいました。

まずは、地域の花火大会の会場をロウソクで装飾する地域貢献から始めました。巨大な文字を書いたり地域のマスコットを地上絵で描いたりするのですが、普段の仕事の延長でもあり、毎年土地家屋調査士会の広報活動でやっている出前授業で、小学校の

校章を子供たちとグラウンドに描く事やっていたので難しいことはありませんでした。しかし、土地家屋調査士がやったというより市がやったことになり広報的にはあまりPRすることにはなりません。直接、土地家屋調査士をPRしていかないといけないと考え、地域の小・中学校にお邪魔して30分程度の職業講話として土地家屋調査士の仕事はどういったものかを伝えに行っています。

子供たちが土地家屋調査士の仕事を知らないのは仕方ありませんが、先生までもが知らないのが現状でした。子供たちの職業への関心が意外とあることを感じたので、同じ小・中学校だけではなく地域・県内全ての子供が職業体験できるイベントに参加してみました。ただ、土地家屋調査士の仕事をどのように体験してもらうか悩み、使用している機器を使ってもらうことにしました。ただ触るだけでは興味を持ってもらえないと思い、宝物を会場に隠して、トータルステーションを使って探す作業をしてもら



出前授業風景



職業体験風景

いました。事前に宝物の位置を測量し、逆計算書を作りそれを宝の地図のようにして、地図に書かれた角度をトータルステーションで合わせ、子供たち自身が選んだ道具で距離を測定し、宝を見付け出す作業をしてもらい、子供たちが作業しているときに付き添いの親に土地家屋調査士の仕事を説明する。子供だけでおよそ500人が参加するイベントで、興味のある事業所を廻るため、楽しそうな仕事と思わせるのが毎度大変です。

参加者の付き添いの親の反応は、やはりトータル

ステーション。ビデオカメラと思っている人もいれば、どのように見えるか触りたいと言って子供を差し置き触りだす人もいます。

今年は残念ながらコロナ禍の影響でイベントは中止になりましたが、再開したらまた参加したいと思います。いろいろと広報活動をして10年目、いまだに金融機関からも電話口では河北町の〇〇さんですかと言われますが、これからも広報活動に顔を出していきたいと思っています。

## 鳥取会 『鳥取砂像プロジェクト』

鳥取県土地家屋調査士会 國米 剛

令和2年の年初め、鳥取県土地家屋調査士会館に招集された役員9名に対して、遠藤公章会長が切り出します。70周年記念事業について忌憚のない意見を求めるとのこと。役員からは「講演会」、「グラウンドゴルフ大会」、「映画上映」等々、活発な意見が出され、瞬く間にホワイトボードは埋まりました。詳細については次回理事会で詰めることにして、各自持ち帰りで検討することになりました。

しかし楽しかったのはここまで。全世界を襲う新型コロナウイルスによって役員から出された案にことごとく「×」が付きまします。広報部長からはため息が漏れ、他会の進捗が気になります。

鳥取県民は郷土愛が強く、真面目で几帳面。特色のあることをしたくなります。土地家屋調査士の業

務は地域に根差し、地域の方からお仕事を頂いています。70周年記念事業は地域色を出しながら、三密を回避した方法で再検討することになりました。

ある日の相談会の待機中に広報部長がつぶやきました「砂像は？」。

却下の連続で自信無げにつぶやいた一言でしたが、光が差しました。

少人数の我が会はフットワークが軽く、意思決定のスピードも速く、方針さえ決まれば次々と実行に移します。製作は鳥取砂丘「砂の美術館」に依頼して、設置場所は鳥取駅前の全天候型屋外施設「バード・ハット」に決まりました。



型枠作業



砂像

鳥取会では砂像を設置するに当たり、コンセプトを決めました。

「<sup>ちしき</sup>地識くんが<sup>うつぶきどうじ</sup>打吹童子のお倉とお吉に白壁土蔵の建物表題登記を依頼された。」というものです。

打吹童子とは鳥取県中部の倉吉市に伝わる天女伝説に登場する人物であり、倉吉市の命名につながったといわれています(諸説あり)。白壁土蔵は倉吉市の観光名所です。と、ここまで説明してふと疑問が残ります。白壁土蔵の所有者はお倉とお吉なのか？申請権限はあるのか？そもそも「地識くん」はどの会に所属しているのか…、いかん真面目で几帳面なところが出てしまった。あやうく振り出しに戻るところでした。

説明を続けますが、実のところ鳥取市において砂像は特別珍しいものではなく、駅前の物産館には常時展示されており、駅前で不定期に開催されるイベント時に期間限定で展示されることもあります。過去には名探偵コナンやモンスターハンターの砂像も展示され、インスタスポットになっていました。

鳥取会は東部支部、中部支部、西部支部の3支部からなっており、各支部から代表する観光名所を砂像に配置することにしました。



クリスマスときめきホリデー

- ・東部支部(鳥取市周辺)から鳥取砂丘の砂像
- ・中部支部(倉吉市周辺)から白壁土蔵とお倉とお吉
- ・西部支部(米子市周辺)から中国地方の最高峰大山

行政への手続も済ませ、令和2年11月14日に着工、同月24日完成となりました。

12月19日にバード・ハットで開催される「クリスマスときめきホリデー」という地元イベントに本会も参加して、約200名の方に鳥取会エコバックを配布、来場者へ砂像の説明や土地家屋調査士制度をPRしました。またインスタグラムを活用して砂像の製作過程を公表しました。少しずつですがフォロワー数も伸びています。TwitterなどSNSにもアップされています。鳥取県のPRキャラクター「トリピー」にもツイートしていただきました。

70周年記念事業を通じて最も感じたことは「伝えないと伝わらない」ということでした。当たり前のことですが、この「伝える」ということを今後も持続できる方法で継続していきたいと思っています。

#### 追記

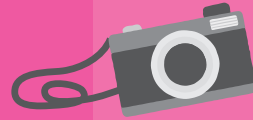
鳥取会が設置した砂像は令和2年12月28日に撤去となりました。インスタグラムは当分の間、アカウントを残しますので、是非ご覧ください(#鳥取砂像プロジェクトで検索)。



鳥取会エコバック

第36回

# 写真コンクール インターネット投票



第36回写真コンクールにご応募いただいた作品を連合会ウェブサイト「会員の広場」に掲載して行う土地家屋調査士会員によるインターネット投票は、令和3年2月26日（金）午後5時までとなっております。得票数の多かった作品には、「はーもに一賞」が授与されます。

皆様からのたくさんのご投票をお待ちしております。

**公開場所** 連合会ウェブサイト「会員の方へ（会員の広場）」→日調連共済会

**公開期間** 令和3年2月26日（金）午後5時まで

**投票方法**



- (1) 投票する写真をクリックします。
- (2) 写真の拡大表示と併せて表示される「この写真に投票」ボタンをクリックすれば投票は完了です。
- (3) 投票は、1会員につき1票です。
- (4) 投票の変更は、投票期間中は何度でも可能です。新たに投票する写真をクリックして「この写真に投票」ボタンをクリックします。これにより、従前の投票は無効になります。

※ 「会員の広場」は、土地家屋調査士会員以外の方はご入場できませんのでご了承ください。



広報キャラクター「ちしき地識くん」

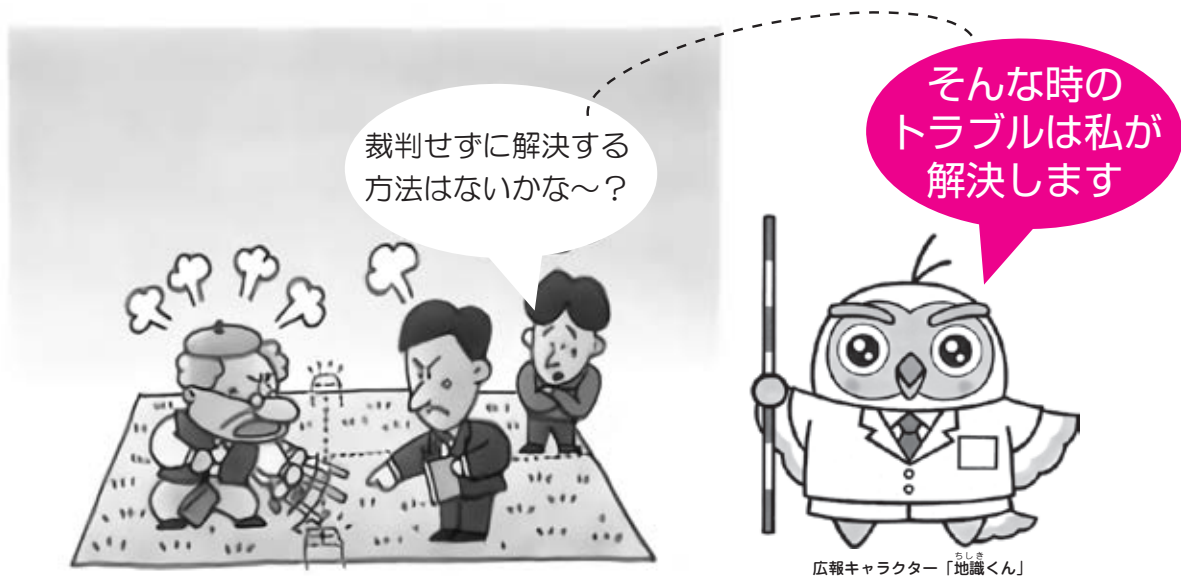
# ADR



筆界をあきらかに、未来をすこやかに。  
日本土地家屋調査士会連合会  
Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

## 民間紛争解決手続代理関係業務

## 法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！



時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する社会のニーズに対応しよう！

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決するADR認定土地家屋調査士を目指そう！

研修



審査



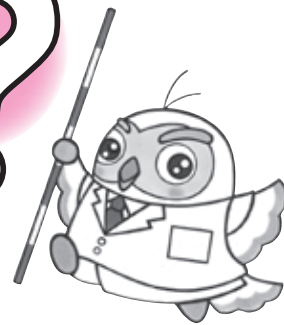
認定

45時間の集中研修でADR代理人として必要な知識を習得します。

研修で培った能力を検定します。

基準を満たした場合ADR代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定されます。

# 特別研修とは？



## 目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

## 受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

## 受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円です。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

## カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

### 1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（映像教材を視聴）

第16回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおり。

憲法	（2時間）	ADR代理と専門家責任	（2時間）
民法	（3時間）	所有権紛争と民事訴訟	（4時間）
民事訴訟法	（4時間）	筆界確定訴訟の実務	（2時間）

### 2 グループ研修（15時間以上）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

### 3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

### 4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

### 5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

## 第16回特別研修の日程

- 1 基礎研修：令和3年7月9日（金）から11日（日）
- 2 グループ研修：令和3年7月12日（月）から8月19日（木）
- 3 集合研修：令和3年8月20日（金）、21日（土）
- 4 総合講義：令和3年8月22日（日）
- 5 考査：令和3年9月11日（土）



# 特別研修の受講体験者の声



## 特別研修を受講して

静岡会 磯部壽志会員（第15回特別研修受講・令和2年度）

私が今回特別研修を受講したのは、これからの土地家屋調査士に必要な考え方を学ぶことができ、また、仕事をしていく上で必ず役に立つと先輩会員から声を掛けていただいたことがきっかけでした。今までは時間の確保が困難だと考えていたため、特別研修の受講に至りませんでした。自分にはこれからの土地家屋調査士としての勉強をする必要があり、今がその時だと考え、受講することにしました。

昨年は世界中で新型コロナウイルス感染症が大流行し、オリンピックなどの様々なイベントが延期や中止になるという想像もしていなかった年になりました。新しい生活様式としてソーシャルディスタンス等がいわれ、生活は今までとは一変しました。そのような状況の中で始まった特別研修においても、昨年は一昨年までとは異なり、グループ研修をウェブ会議システムで行うことができました。申立書と答弁書についてウェブ会議で話し合うという、私にとって、とても新鮮で興味深い研修となりました。集合研修でも新型コロナウイルス感染症の影響があり、一昨年と比べて少人数での受講になったと伺いました。少人数での受講は、常に発言の順番が回ってくるという気の抜けない講義になりましたが、講師の先生が、考え方を分かりやすく教えてくださり、自ら発言することによって、より理解を深めることができました。

研修が進んでいく中で、グループの方々とのお付き合いも深まっていき、自分一人では途中でやめてしまいそうなことや、時間が無いことを理由に後回しにしてしまいそうなことも、グループの方々のおかげで無事にこなすことができました。今回特別研修で得た知識とグループの方々と受講することによって得た経験は、私にとって素晴らしいスキルアップにつながったと感じています。

## 特別研修の受講…そして一歩前に

富山会 野崎貴之会員（第15回特別研修受講・令和2年度）

「できないんじゃないかって やってないんじゃないの？」これは私が毎朝洗顔の際に必ず目にする玩具に表記されている言葉で、自分が土地家屋調査士として登録しようと決意した時からの座右の銘となっています。私は、平成12年度の土地家屋調査士試験に合格しましたが、平成31年1月まで不動産・建設業関係の業界に長く勤務していたため、まだ土地家屋調査士としての経験が浅く、また補助者経験も無いため、実務や知識のレベルアップを図りたいという思いから特別研修を申し込みました。

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、毎日、職場と自宅の往復であったにもかかわらず、根っからの飽き性が原因で自宅学習は誘惑に勝てず、なかなかはかどらない日が続きました。そんな中でも、研修や講義と一緒に受ける他の受講者との意見交換や考えのぶつけ合いを通して、互いに学習することは楽しく、それ以外にも通常業務の相談など、得られるものは少なくはありませんでした。

特別研修の学習範囲は、「民間紛争解決手続代理関係業務」を含む土地家屋調査士業務全般に及びます。勉強にしっかりと励めば民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できるので、境界立会いなどの通常業務においても必要な知識であることから、必ず役に立つと思います。何かやってみたい！物足りないなって感じているのなら、まずは受講申込みをして、一歩前に進んでみてはいかがでしょうか？

さて、考査前に「受講体験者の声」の執筆依頼を引き受けたものの、自分は「やったのだろうか？」と反省ばかりの日々。

# 「これからの土地家屋調査士の実務と課題」

## —境界紛争ゼロ宣言の実現を目指すための書籍紹介—



日弁連法務研究財団研修委員 弁護士 相場 中行

### 1 土地家屋調査士業務はなぜ拡大しないのか？

近時、不動産取引における「境界」確定の必要性はますます高まっている。筆界の所在は土地の有効利用に関係し、取引後に境界紛争が生じれば過大なコストが発生する。ところが、一般の不動産業者は筆界と所有権界の区別を理解していない者が多く、隣地所有者との間で境界の確認を行えば、それで「境界」が確定したと思っている。そうすると、不動産取引における土地家屋調査士(以下「調査士」という。)業務の重要性はますます高まっているはずであるが、調査士の業務領域が拡大しているとか、調査士の存在意義が高まっているとかいう話はほとんど聞かない。

その原因は、残念ながら調査士に所有権についての知識が不足していることにあるように思われる。調査士は、往々にして正しい筆界がどこにあるかを調査・発見することが自らの業務であり、当事者は正しい筆界に従うべきだという感覚を持っている。しかし、筆界と所有権界は密接に関連していて、安易な書面を作成すると依頼者の権利を害する結果になるおそれもある。例えば、「越境物確認書」の記載内容いかんでは、場合によっては、越境した占有部分についての取得時効の援用権の喪失を招くおそれが否定できない。

### 2 土地家屋調査士に求められるスキルとは？

調査士は、本来国民に対して表示登記に関する法的サービスを提供するのがその職務であるが、真正な筆界を調査・認識することは調査士業務の大前提である。そのため、調査士は、つい自らが認識した筆界に占有範囲も合致すべきであると考えがちで、調査した筆界について当事者を説得し、登記可能な書面を作成するいわば「交渉力」が調査士のスキルであるとの認識も少なくないように思われる。しかし、権利意識が高まっている昨今においては、依頼者は時効取得の主張が可能であればそれを行って、そのうえで筆界をどのように処理するかのアドバイスを欲している場合も少なくない。

もちろん、取得時効の成否や、所有権界についての意見は、法律問題に属するので調査士がアドバイ

スすることはできない。しかし、少なくとも取得時効の問題を生じるかも知れないので弁護士に相談に行くべきだとか、筆界ADRという制度によって取得時効の問題も含めて解決できるといった程度のアドバイスは可能である。ところが、失礼ながら、調査士には所有権界との関連性を含めた本当の意味での境界紛争を解決するスキルが不足しているため、依頼者のニーズに相応するサービスが提供できず、筆界確定の必要が高まる中で調査士の業務領域が拡大しないということになる。

### 3 これからの土地家屋調査士の実務と課題

そこで重要となるのが、調査士個々のスキルアップである。

拙著「これからの土地家屋調査士の実務と課題」(新日本法規出版)は、本来、認定調査士の特別研修の補助教材として著した書籍であるが、本書で指摘した



とおり、今後の調査士は最低限の民法などの法的素養を身に付けて、取得時効などについてもある程度理解したうえで境界紛争解決の専門家としての役割を担うことが期待されている。さらには、このことと関連して、土地家屋調査士倫理規程にも精通する必要がある。

そのためにADR認定土地家屋調査士の資格を取得するための特別研修の受講によってスキルアップを図ることがひとつの手段であるが、ADR認定土地家屋調査士の資格取得の有無にかかわらず、調査士業界全体の底上げのために本書を一読することを強くお勧めしたい。個々の調査士のスキルアップが実現しないと、このまま調査士業界全体がじり貧になってしまうと危惧するのは筆者の杞憂ではないように思われてならない。



# 会長レポート

## REPORT

12月16日  
～1月15日

### 12月

#### 16日

##### 衆議院議員菅義偉君を囲む「新しい国づくりセミナー」

菅総理大臣のセミナーに参加いたしました。菅総理大臣はビデオレターでの出席でしたが、政治ジャーナリスト田崎史郎氏の講演があり、内閣の成立の話など興味深く拝聴しました。

#### 16日

##### 第15回調測要領委員会(電子会議出席者あり)

全国から寄せられた質問等に対し、委員各位が回答と修正等必要な部分の討議を確認し、心強く思いました。委員会の皆さん本当にご苦労様です。

#### 17日

##### 登録審査会

本年度の登録審査会を開催し、各土地家屋調査士会を退会后、2年以上を経過し登録が残っている土地家屋調査士の方々等の登録抹消について協議いたしました。委員の先生方からは、聴聞の手続等の確認を指示いただきました。

#### 21日

##### 上川陽子法務大臣、田所嘉徳法務副大臣への表敬訪問

上川陽子法務大臣、田所嘉徳法務副大臣に表敬訪問いたしました。所有者不明土地問題への対応、防災減災国土強靱化、土地境界の問題等様々な事案につき意見交換ができ、非常に有意義な時間となりました。これからもどうぞよろしく願いたします。

#### 21日～23日

##### 令和2年度土地家屋調査士新人研修

新人研修の開催に当たり挨拶をさせていただき、修了証をお渡ししました。新人研修受講者の皆さんには、これから土地家屋調査士という資格者と

しての自覚を持っていただき、是非、仲間を大切に、頑張ってくださいと思います。また、講義を受けさせていただき、改めて知識経験の重要性を感じることができました。講師の先生方ありがとうございました。

### 1月

#### 6日

##### 第9回正副会長会議(電子会議出席者あり)

#### 6日、7日

##### 第6回常任理事会(電子会議出席者あり)

今年初めての正副会長会議、常任理事会を開催いたしました。1/13-14日の会長会議への対応や、来年度の事業方針大綱案、各部の事業計画案につき協議いたしました。新型コロナウイルスの感染予防を考慮しながらの会務運営となりますが、今年もどうぞよろしく願いたします。

#### 8日

##### 法務省民事局民事第二課との打合せ(法制審議会民法・不動産登記法部会第24回会議について)(電子会議)

第24回法制審議会民法・不動産登記法部会での審議予定の要綱案について、法務省より説明をいただき、意見交換をいたしました。

#### 12日

##### 第24回法制審議会民法・不動産登記法部会(電子会議)

民法・不動産登記法等の改正に関する要綱案について、下記の見直し案について意見交換いたしました。

##### 第1部 民法の見直し

###### 第1 相隣関係

###### 第2 共有等

###### 第3 所有者不明土地管理命令等

###### 第4 相続等

## 第2部 不動産登記法の見直し

- 第1 所有権の登記名義人に係る相続の発生を不動産登記に反映させる仕組み
  - 第2 所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所の情報の更新を図るための仕組み
  - 第3 登記所が他の公的機関から所有権の登記名義人の死亡情報や氏名又は名称及び住所の変更情報を取得するための仕組み
  - 第4 登記義務者の所在が知れない場合における登記手続の簡略化
  - 第5 その他の見直し事項
- 第3部 土地所有権の国庫への帰属の承認等に関する制度の創設(いわゆる土地所有権の放棄)
- 第4部 その他
- 要綱案の確定のため、詰め協議となってきました。是非、良い制度となるよう願っています。

## 13日

### 第2回全国会長会議の議事運営等に係る打合せ

初めて全国の土地家屋調査士会の会長がウェブで参加いただく本格的なハイブリット方式での開催となります。議事運営等の確認をいたしました。

## 第6回理事会(電子会議)

コロナ禍において、来年度の役員改選のための準備を急ぐため、例年とは異なり選挙管理委員会を、1月に立ち上げることにいたしました。選挙管理委員会の皆様よろしくお願いたします。

## 13日、14日

### 第2回全国会長会議(電子会議)

全国会長会議を開催し、今年度の事業経過報告をさせていただくとともに、現在進めている会則改正案、法人会費の問題、ブロック協議会及び土地家屋調査士会への助成、年次(義務)研修、70周年記念事業の登記制度創造プロジェクトについて、質疑応答・意見交換をいたしました。また、来年度の事業方針大綱案及び各部の事業計画案について説明をし、意見交換を行いました。ウェブによる会長会議でしたが、多くのご意見・要望等いただくことができ良い会長会議ができたものと思います。皆様ありがとうございました。



広報キャラクター「地識くん」

**12月****16日**

第15回調測要領委員会(電子会議出席者あり)

&lt;協議事項&gt;

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領について

**17日、18日**

第4回社会事業部会(電子会議)

&lt;協議事項&gt;

- 1 令和3年度事業計画(案)及び同予算(案)について
- 2 公共調達に関するパンフレットの改訂について
- 3 国土調査法第19条第5項指定の促進について
- 4 狭あい道路解消業務に関する情報収集及び促進について
- 5 復興事業等に関する打合せについて

**18日**

研究所第3回研究テーマ「最新技術」会議(電子会議)

&lt;協議事項&gt;

- 1 研究テーマ「最新技術に関する研究」について

**21日、22日**

第6回財務部会

&lt;協議事項&gt;

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 親睦事業の検討及び実施について
- 3 各種保険及び国民年金基金への加入の促進について
- 4 ブロック協議会への助成の在り方について
- 5 土地家屋調査士法人会員に係る日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納への対応について
- 6 令和3年度予算(案)について
- 7 令和2年度決算検討リストについて

**24日**

第4回研究所会議(電子会議)

&lt;協議事項&gt;

- 1 令和2年度の研究所事業経過及び今後の対応について
- 2 研究所と他団体との交流について
- 3 令和3年度研究所事業計画(案)について
- 4 令和3年度研究所予算(案)について

**25日**

第7回財務部会

&lt;協議事項&gt;

- 1 役員給与、旅費、報償費、謝金等の取扱いにおける関係規則の新設及び改廃について
- 2 令和3年度予算(案)について
- 3 令和2年度決算検討リストについて

**1月****6日**

第9回正副会長会議(電子会議出席者あり)

&lt;協議事項&gt;

- 1 令和2年度第6回常任理事会協議事項の対応について

**6日、7日**

第6回常任理事会(電子会議出席者あり)

&lt;協議事項&gt;

- 1 土地家屋調査士法人会員に係る日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納への対応について
- 2 各種委員会委員等への報償費について
- 3 年次研修について
- 4 令和3年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について
- 5 令和2年度第2回全国会長会議の運営等について

**13日**

第7回理事会(電子会議)

&lt;協議事項&gt;

- 1 連合会役員選任規則に基づく選挙管理委員会委員の選任について
- 2 令和2年度に開催する選挙管理委員会の旅費交通費の支出科目について

**13日、14日**

第2回全国会長会議(電子会議)

- 1 連合会事業経過報告
- 2 連合会が取り組んでいる事項等の説明
- 3 令和3年度における連合会事業方針の説明

**14日、15日**

第5回社会事業部会

&lt;協議事項&gt;

- 1 国土調査法第19条第5項指定の促進について
- 2 狭あい道路解消業務に関する情報収集及び促進について
- 3 令和3年度事業計画(案)及び同予算(案)について

# 土地家屋調査士新人研修のお知らせ



令和3年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり予定しております。

## 記

- 開催日時 令和3年6月6日(日) 午後0時40分開始  
令和3年6月8日(火) 午後4時終了  
※都合により、開始及び終了の時刻が多少変更となる場合があります。
- 開催場所 「つくば国際会議場」  
茨城県つくば市竹園2-20-3
- 受講対象者 令和3年4月1日までに登録した者のうち、新人研修未修了の会員
- 必要書類の提出先 所属する土地家屋調査士会を通じて連合会に提出してください。提出期限及び方法につきましては、所属する土地家屋調査士会にお問合せください。
- その他 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等により、予定が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。



### <目次>

- 第1 はじめに
- 第2 参加者自己紹介
- 第3 専門委員の職務について(裁判の流れと専門委員の関わり)
  - 1 専門委員制度について
  - 2 専門委員の職務の内容
    - (1)調停委員との比較
    - (2)鑑定との比較
    - (3)職務遂行に際して基本的な留意点
    - (4)専門委員が行う「説明」について
    - (5)訴訟手続における専門委員の関与の場面
      - ①訴訟手続の流れ
      - ②専門委員が関与する場面
- (以上、会報9月号(No.764)に掲載)
- 第4 専門委員の具体的な事件への関わり
  - 1 印象に残った事件
- (以上、会報11月号(No.766)に掲載)
- 2 意見交換(筆界特定後の訴訟提起等)
- (以上、会報1月号(No.768)に掲載)
- 3 専門委員として心がけていること
- 第5 裁判に専門家が関わる意義と調査士への期待
  - 1 裁判に専門家が関わる意義
  - 2 土地家屋調査士への期待
  - 3 土地家屋調査士へ伝えたいこと
- (以上、本号)

### 3 専門委員として心がけていること

**北村** 続いてお二人に専門委員をされていて、やりがいも含めて、常に心がけていることがあれば、教えていただきたいと思います。まず國吉会長から。

**國吉** 専門委員としてのやりがいというと、一番思うのは、先ほども言いましたけれども、調査士として通常業務の延長上にあるのだろうと思います。たまたま争いになっているのだけれども、実



際に我々が、例えば土地の境界をお隣さんに確認をお願いしたり、それから印鑑を頂いたり、登記の手続をしたりということのほぼ延長上なのだろうと思います。そのときにどういったところで、例えばボタンの掛け違いみたいところで、お隣さんの心象を悪くして、仕事がかどらないとか、または依頼者と隣地の方にそもそもわだかまりというか、争いというか、そういったものが根底にあったというのかもしれませんが、それも含めて、判決はちょっと別ですが、例えば和解をしたときに、それぞれの当事者が、ああ、よかったねと各々が言ってくれる、そういうところでしょうかね。

あと、やりがいとすれば、裁判官の方といろいろなお話をしていく中で、当然ですが裁判官の方が分からないというか、今まで経験していないことを、こちらからサジェスションをして、それをご理解いただいて、判決などに採用していただくというようなところがやりがいなのではないかと思えます。

**北村** 常に心がけておられることとかありますか。

**國吉** 当たり前ですが、調査士のモットーである中立、公正、片方の意見に引っ張られないと言ってはおかしいですが、我々が持っているものをそのままお出しするということなのだろうと思います。

**北村** 西田先生はどうでしょうか。

**西田** 生意気ですが、やりがいということになりますと、関与させていただくことによって、事件が早期に解決してくれることですね。これが何より

だと思っています。

心がけていることは、日々の自己研鑽というか、基礎知識の反復を常にやっていく。応用をやっていくことも大事なのでしょうが、やはり私たち専門家として関与する以上、土地の資料についての評価がきちっとできること、土地制度と歴史的沿革の中で見られる土地の筆界について、そういうことが判断できるプロとして、普段から学ぶ姿勢と謙虚さが大事ではないかと思っています。

当然のことながら、紛争当事者から信頼されるよう、自己の人間力を高める努力をする。自己を意識する。これは國吉会長が先ほどおっしゃったように、中立性、公平性というバランス感覚をいかに持つかということだと思います。こういうことに尽きるのかなど。そこに向かって進んでいきたいし、係争地である現地の情報をいかに手際よく自分の中に組み入れるかということになると思います。これが専門委員としてのやりがいとして心がけていることです。

## 第5 裁判に専門家が関わる意義と調査士への期待

北村 続いて、裁判の中で専門家が関わる意義であるとか、裁判所(裁判官)が望む調査士の役割について小久保先生から、どのようにお考えかお願いしたいと思います。

### 1 裁判に専門家が関わる意義

小久保 これは冒頭でもちょっと申し上げましたが、裁判所には専門的な知見を必要とする紛争が非常にたくさんあります。医事関係もそうだし、建築瑕疵関係もそうですし、コンピュータが関わるような問題もそうです。もちろん境界の問題も私はそうだと思います。

しかし、一方で、裁判官というのは、法律の専門家ではあるが、むしろ本質的にはゼネラリストだと思っています。実際に裁判を担当すると、適正迅速な紛争を解決するためには、本当の問題点をよく解明した上で、それに集中して証拠を調べたりする必要があるわけですが、争点を解明するのに、事件によっては専門的な知見が乏しいと争

点自体の解明が自信を持ってできないこともあるわけで、裁判に専門家が関わる意義は大変大きいと思います。

専門家の役割を一般にご説明すると、結局、専門家というのは事実認定とか判断における経験則を裁判所に提供するという仕事をするということになります。それと同時にそういうことを通じて、的確な争点整理を実現したり、落ち着いたよい結論を導くという作業をすることになるわけです。民事紛争というのは専門訴訟がかなりたくさんありますので、一般的に言って、専門家の知見を取り入れるということはとても大切なことで、境界確定に関する紛争も境界の確定という専門的な論点を、専門家に入ってもらうことによって、より間違いのない境界の確定をするのに役立てていく必要があると思うわけです。

調査士の職務は表示登記の専門家になるわけですが、基本的には不動産登記の沿革とかその周辺の知識を豊富に持っておられるわけで、不動産の具体的な来歴の調査に秀でておられる職種だと思います。それと同時に測量の専門家でもあって、物件とか係争地の特定もご自身でできるという有力な資格です。

一方で、法律家は境界の問題というのは日常的な感じもすることから、専門訴訟には当てはまらないのではないかと感じてしまうこともあるように思います。しかし、よく考えてみると、境界というのは、正に今言った特殊な技能を持って発見する作業なものですから、専門的な紛争であると見ていいと思うわけで、それに唯一関われる専門職として、調査士があると私はこのように思っています。

北村 ありがとうございます。

それでは、終盤となってきましたが小久保先生の方から、調査士への期待と、西田先生、國吉会長からは後輩への期待、特に國吉会長からは連合会会長というお立場から、調査士の司法への参加と連合会の今後の取組というところも含めてお話をいただけたらと思います。まずは小久保先生からお願いしてもいいですか。

### 2 土地家屋調査士への期待

小久保 先ほども言いましたとおり、調査士という

士業は境界の専門家として司法に大いに貢献できる士業であると思っています。先ほど西田先生からお話がありましたが、そういう専門的な職分として訴訟に入るということは、専門家としての力量が問われるわけで、専門家としての能力に加えて、自信とか気迫も大切だと思います。

これも西田先生からご指摘がありましたが、裁判に関わるというのは、広い意味では紛争解決に関わるわけですので、人間的な力も必要のように思います。

それと、人の紛争に関わるということがあって、初めて倫理の問題が出てきます。他人の紛争に相手がある中で関わるということになって、初めてこの倫理の問題が正面から出てきて、だからこそ弁護士も弁護士倫理が問題になるわけです。更にいうと、専門委員のように中立的な立場で他人の紛争に関わることになれば、裁判官がそうであるように、より一層高い倫理観が求められます。裁判官についていうと、裁判官はもともとそういう職分なものですから、言われるまでもなく、倫理感が猛烈に高くないと務まらない仕事なわけですね。だから、調査士も今後司法の場で活躍され機会が増えれば、倫理の問題にはこれまで以上に取り組む必要性が高まっていくと思います。

私はいろいろな会合で皆さんにお伝えしているのですが、実力のない専門家が専門家のような振る舞いをされると、裁判を間違えたり、それから依頼者ご本人、当事者ご本人に変な誤解をさせて、結局ご本人を不幸な目に遭わせる可能性があります。そういうわけで私は職種としての調査士さんには、境界確定の専門家としての役割が大いに期

待できていると思っています。

しかし一方で、これは冒頭で北村常任理事から「調査士さんは信頼できる」というふうに思わせるような取組が必要とのお話がありましたが、この点を具体的にいうと、その取組とは、とりもなおさず、國吉会長や西田先生がこれまで裁判所に対して丁寧実績を積み重ねられてきたことが挙げられると思います。このような先輩の積み重ねられた実績を後進の皆さんが引き継ぎ、司法の場に積極的に進出していきたいと思っています。期待を一言で言うと、「土地家屋調査士、頑張れ」というのが私から皆さまへのエールであります。

### 3 土地家屋調査士へ伝えたいこと

**西田** 調査士への期待、後輩に伝えることというテーマをいただいているのですが、生意気ですが、土地の境界をめぐる紛争というのは、残念ながら今後も続くのではないと思うわけです。土地の境界を扱う専門家であると自負する、あるいは調査士法の今回の使命規定にもあるように、土地の筆界を明らかにする専門家として、土地の境界の問題から逃げることは調査士はできない。そういう資格者なのだということをしっかりと意識していただくと有り難いなど。

土地の境界問題についての紛争を抱えた当事者がいたら、それは専門家としてのアドバイスをし、早期に小さな紛争の間に円満な解決の支援ができるように、是非サポートしてもらいたいと思います。裁判所での活躍は弁護士の先生方ばかりではなくて、我々専門家が関与することによって、争点整理がスムーズに進んで解決を図れる。是非調査士には司法への参加をして貢献してもらいたいと思っています。

**國吉** 調査士がいわゆる紛争解決のために専門性を生かしてきたというのは、ADR認定土地家屋調査士ができたころ、そして司法制度改革があって、民事訴訟法が変わって、こういった我々みたいに裁判の手續に若干でも関わるということが増えてきてからだと思います。ちょうど15年くらいでしょうか。その間に、我々調査士一人一人が、例えば知り合いの弁護士さんを増やしていけるようになった。そして、実際の紛争の中でも弁護士



さんと一緒になってADRであったり、筆界特定であったり、そういったところへ参画してきた実績が、今回、土地家屋調査士法の一部改正で、我々の使命規定として、表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする専門家といったことになったのだと思っています。

では、これをこれから先というかもう一段、我々の資格を発展させていく一つとして、先ほども言いましたけれども、他士業さんとの連携であったり、弁護士さんと共同してやっていくというような仕事がどうしても増えていかなければいけないのだらうと思っています。その中で裁判に関わる人間もこれからは増えていこうと考えています。そのときに、今、調査士会の会員の皆さんがやはりこの使命規定になったのと同じように、能動的にもっと積極的に我々の職種として、我々の知見を生かす仕事を積極的にやれるような環境づくりというのでしょうか、そういったものを連合会としては作っていきたいと思っています。

今回の企画をしていただいた北村部長には感謝していますし、こういう機会を皆様といいたまうか、全会員が目にしていただく、聞いていただくということを一つとして、是非我々の知見を生かすべく、活躍していただきたいと思っています。先ほど来、いろいろな経験談をしましたが、西田先生からもありました、我々の一般業務の延長上にあるのだけれども、一つ一つ実績を積み重ね、知見を高め、そして能力を高めていかないと、調査士ここにありという世界にはなかなかならないと思いますので、皆さんも積極的に、こういう場面に関われるように自己研鑽をよろしくお願ひしたいと思っています。

**北村** ありがとうございました。

前半では小久保先生から専門委員の役割、関与のイメージを、調査士の皆様からは貴重なご経験を基にお話しいただきました。後半では小久保先生からは調査士への期待と、國吉会長、西田先生からは後輩への期待ということでお話をいただきました。その中で小久保先生から、あるに越したことはないかもしれませんが、民事訴訟法というところは法律関係の知識は裁判所に任せて、基本的に気にしなくていいというお言葉もいただいて、少し気を楽に取り組めるのかもしれませんが。

そして、皆様からは紛争解決には、やはり人間力とか倫理観というお話もいただいたのですが、しかし人間力なり、倫理観というのは一朝一夕で身に付くわけでもありませんし、一回くらいの研修を受けたからといって、なかなか身に付くことでもありません。また小久保先生から「実力のない専門家は当事者を不幸にする」という言葉もいただいて、心に残った次第です。日頃の自らの研鑽とか心構えが重要だと私自身も心したいと思いましたが、私も司会進行という立場で多くの勉強をさせていただきましてありがとうございました。

今日の座談会の内容を聞いていただいた調査士の一人でも多くの方が冒頭申し上げたように、裁判所と調査士の架け橋となっただいてご活躍をいただくことを期待したいと思います。皆様には引き続き土地家屋調査士のために制度発展のために、ご指導、またご尽力いただけると有り難いと思います。本日は本当にありがとうございました。以上で終わります。







# 使ってみないとわからない！

日本土地家屋調査士会連合会 業務部理事 水野 晃子

### ◇ 調査士カルテ Map ? なにそれ？

「調査士カルテ Map って別に必要ないんじゃない？ GISソフトは他にあるし、住宅地図はコンビニでプリントできるし、スマホで見られるオンデマンドの契約もしてるし…」

正直にいうと、私も去年の春までそう思っていました。「必要ない」、もっというと「なんのメリットがあるのか」と。

まだ利用登録されていない会員の皆さんも、同じではないでしょうか。

### ◇ 「まだ使っていないの？」

調査士カルテ Map のサービス開始後しばらくは、当然周りには利用者が少なく、冒頭のような意見を多く耳にしました。

しかし、数年が経過し、契約した方が徐々に増えてきます。しかも、口を揃えて「便利だよ～。え、まだ使っていないの？」と、言うではないですか。

いやいや、ついこの間まで全否定してましたよね？ う～ん、つまらない意地を張っているうちに乗り遅れてしまった…。

改めて調べてみると、申込月の月末までは無料トライアルができるようです。今月もあと数日。よし、1日にすぐ申込みをしよう。試しに使ってみて必要なければ解約すればいいのだから…。

### ◇ いざ、申込み

さて、いよいよ申込みです。用意するものは実質クレジットカードのみ。ただし、連合会ウェブサイト『会員の広場』IDを取得していない場合は登録が必要です。

『会員の広場』に入場し、右側のサイドバーから『土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」』をクリックします。ページ下部に「申込みバナー」がありますので、そこから契約サイトへジャンプし、必要事項を入力して完了です。

『会員の広場』には2本の動画があります。実際に利用している調査士の「生の声」です。是非、ご覧ください。

### ◇ 使ってみた

申込みを終えると、タイミングよく新規業務の依頼がありました(実話)。

早速、住宅地図を開きます。まず、書籍版のようにページをまたぐことがないので見やすい。私はこれまでコンビニでプリントサービスを利用していましたが、縮尺は1/1500程度に固定されていました。調査士カルテ Map では、任意の縮尺で出力可能です。「複製許諾証」も付けられるため、法務局等へも安心して提出できます。

街区基準点の座標値をSIMAデータに書き出し、調査士カルテ Map で読み込めば、正確にプロットされます。住宅地図であればカーポートも図化されているため、選点計画も立てやすいです。プロットされた地図を出力することも可能です。

### ◇ もっと進化します

現時点ではプロットした情報をデータ保存できず、とても残念です。プロットマークもちょっと見づらい…。設置した多角点をプロットして、必要な時に確認できたらもっと便利なのに！

利用者が増え、「ここを改良してほしい」「こんなことができたらいいのに」という声が集まることで、調査士特化GISとして進化していくのではないのでしょうか。



# 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

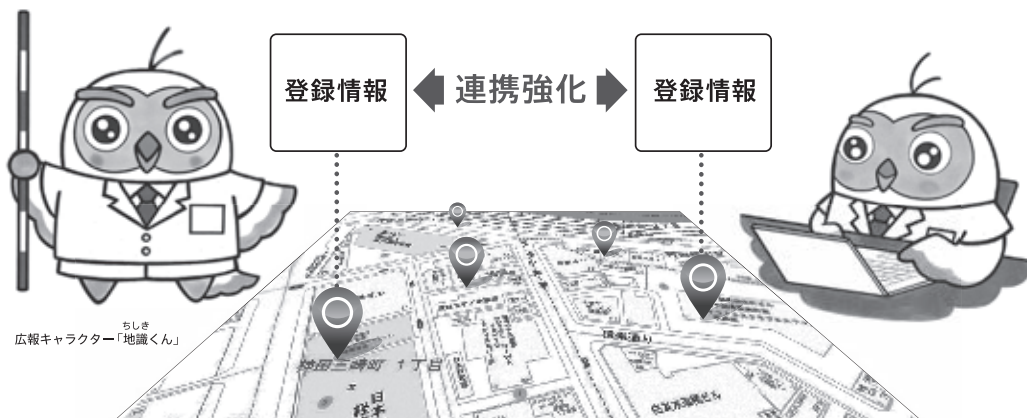
住宅地図・ブルーマップ  
全国閲覧可能！

※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき  
地図印刷！

地図上で事件簿  
管理ができます！

SIMA図示や  
多彩な地図検索！



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現  
このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

## 新作のご紹介 より便利に使うための動画をご用意しました

### ① 基本編

調査情報の登録・保管・共有や机上での事前確認ができるだけでなく、業界全体での課題解決や次世代への業務継承につなげることができます。

基本的な地図の利用方法を紹介

全国の住宅地図やゼンリン整備地区のブルーマップ、用途地域の閲覧や選択した地点の距離、面積の計測を行います。さらにSIMAデータの取り込みや表示、印刷等、調査士の業務に必要な地図関連機能が一つにまとまっています。

### ② 利活用編

地図上に事件データを登録していくことで、地図ベースで自身の扱った情報を蓄積していくことができます。

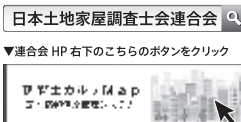
具体的にオススメの利用方法を紹介

事件情報を登録していくことで、自身の財産である事件情報を蓄積し、土地家屋調査士としての価値向上に役立てられます。

こちらで公開中 ▶ 調査士カルテ Map  アドレス ▶ <https://www.zenrin.co.jp/go/chosashi2020/>



詳細・お申し込みは、  
日本土地家屋調査士会連合会  
WEBサイトをご確認ください



【お問合せ】  
日本土地家屋調査士会連合会  
「調査士カルテ Map」問合せ窓口  
(E-mail) [kartemap@chosashi.or.jp](mailto:kartemap@chosashi.or.jp)

# 私と国民年金基金

宮城会 菅澤 賢一

私は平成5年6月に土地家屋調査士登録をし、業務を始めました。当時は、まだ年金等には関心がありませんでした。その後、農業をしている父親が農業者年金基金から年金を受給することになりました。

しかし、受給するためには、私が農業の経営移譲を受け、農業者年金基金に加入する必要がありました。以前から農業の手伝いはしていましたが、この時に兼業農家としてやっていこうと決心したと思います。この頃、年金について考えるようになりました。

ところが、農業者年金基金と土地家屋調査士国民年金基金<sup>\*</sup>は重複して加入することは出来ませんので、土地家屋調査士国民年金基金<sup>\*</sup>の方は諦めていました。その後、私が農業者年金基金に加入してなくても、父親の農業者年金基金が支給停止とならないことが分かったので、平成14年、土地家屋調査士国民年金基金<sup>\*</sup>に妻と一緒に加入しました。掛金の全額が所得税控除の対象となり、事務所経費の節約にもなりました。

さらに、平成16年には、掛金の値上がりがあるということで、その前に増額を行い、その後は増額も減額も行わず、現在に至ります。

今年65歳を迎えますが、掛金の額が少なかったこと、掛け始めたのが遅かったことで、頂ける年金額は少額です。もし許されるのであればもう少し増額しておけば良かったなど後悔しています。それでもお小遣いとしては十分ですので、良かったと思っています。妻にお小遣いをねだられることも無く、孫にもお小遣いをあげられそうで満足しています。

国民年金基金の良いところは、終身年金が基本なことであり、収入の増減によっては、掛金の増額、減額が、可能なことです。土地家屋調査士は自営業



のため、定年がないので、元気なうちは働いて収入が得られます。

しかし、いつまでも元気で働けるか保証はありません。少子高齢化社会のこれから、若い土地家屋調査士の方で国民年金を納付している方には是非とも全国国民年金基金 土地家屋調査士支部に加入して頂き、老後の生活費まで、全国国民年金基金 土地家屋調査士支部で賄えるよう、早い段階で加入して頂きたいです。

<sup>\*</sup>「土地家屋調査士国民年金基金」は、令和元年4月に合併し、「全国国民年金基金 土地家屋調査士支部」になりました。

確定申告で、  
『税金がこんなに！？』  
と、驚いている先生方



全国国民年金基金で、

# 節税しながら 年金をつくろう!!

人生100年時代  
にも安心な  
**終身年金**  
が基本

口数を  
減らしたり、  
払込を一時停止  
することができます。  
納付した掛金は  
**年金として受取る**  
ことができます

掛金は、  
**全額所得控除**  
家族の掛金も  
控除の対象  
になります

予定利率が  
**1.5%**  
と、民間生保の  
予定利率と  
比較して高い



**期間限定!**

## ご加入キャンペーン

令和3年 1/1~3/31までにご加入の方に  
クオカード 2,000円 プレゼント!!

※クオカードは加入した方の初回掛金のお支払いが確認できてからの発送となります。

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

〒107-0052 東京都港区赤坂8-1-22 NMF青山一丁目ビル9 F

☎ 03-6804-1128 (平日9:00~17:00)



# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者

令和2年12月1日付

埼玉 2722 亀山 敦史  
静岡 1834 大谷 直弘  
愛知 3044 岸本 寛子  
三重 913 山上 真司  
富山 539 林 秀穂  
富山 540 武島 正  
札幌 1223 小川 雄  
香川 729 佐々木康弘  
高知 683 矢野 力

令和2年12月10日付

東京 8177 津川 雄己  
京都 920 藤尾 学  
福井 452 松本 道幸  
広島 1915 児玉 涉  
鹿児島 1117 下伊倉智和  
沖縄 518 外間宗一郎

令和2年12月21日付

神奈川 3153 黒石 直人  
千葉 2225 三森 知也  
岐阜 1308 高木 康秀  
島根 513 手銭 隆之  
熊本 1226 渡辺 勝志

## 登録取消し者

令和2年4月22日付

東京 3434 川邊 凱久

令和2年10月2日付

鹿児島 814 古江敬一郎

令和2年10月22日付

静岡 1445 波多野 篤

令和2年11月25日付

福岡 1121 上村 克公

令和2年12月1日付

神奈川 1647 小林 道雄  
大阪 2533 本多 宏和  
福岡 1310 八尋 孝一  
鹿児島 703 富永 義隆  
山形 898 丹野 隆夫

令和2年12月10日付

東京 1765 町田 喜一  
神奈川 1888 伴 敏郎  
千葉 1218 竹村 良一  
栃木 627 大嶋 恭  
大阪 3224 矢口 正樹  
福井 416 濱田 道雄  
石川 411 横川 嘉章  
広島 1265 後藤 邦純  
熊本 1219 溝上 健二  
札幌 794 福川 英明

令和2年12月17日付

東京 676 浅川 数雄  
東京 7223 山田 哲  
東京 7835 永井 忠久  
東京 7927 堀江 拓  
東京 7954 豊田 秀明  
神奈川 1496 石田 武司  
神奈川 2434 野木 輝雄  
神奈川 2565 長崎 義幸  
埼玉 2627 三倉 明子

千葉 2106 實川 恵也  
栃木 484 立川 恭準  
静岡 1431 熊谷 純  
山梨 388 前島 晴久  
大阪 2014 上田 勝紀  
大阪 2303 栢原 祐二  
大阪 2543 山内 幸彦  
大阪 2648 村野 勝茂  
大阪 3283 高草 明  
京都 796 三井 明典  
兵庫 2473 水地 明茂  
滋賀 226 横井 義一  
愛知 1988 藤升 朗壽  
愛知 2326 皿井 鈴子  
広島 1396 古井 雅文  
広島 1886 木坂 俊則  
山口 783 義満 一  
鹿児島 969 川添 壽久  
高知 608 高村 昌明

令和2年12月21日付

東京 6270 海老澤 勝  
東京 6448 松井 忠雄  
埼玉 1933 福山 敏晴  
千葉 1637 沖野 和秋  
栃木 637 金森 俊道  
熊本 819 本田 武弘  
福島 1114 小野田収一

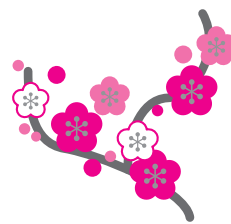
## ADR認定土地家屋調査士登録者

令和2年12月21日付

島根 513 手銭 隆之

# ちようさし俳壇

第429回



「福は内」

深谷健吾

悪役はいつも父さん福は内  
東京に育ち嘴太寒鴉  
垣根にもほど良き高さ春隣  
諸鳥の寄り来る庭の青木の実

当季雑詠

深谷健吾選

茨城

島田

操

頑固さを胸に納めて懐手  
頑ち合ふ妻あり朝の寒卵  
着ぶくれも老いの自愛でありしかな  
冬紅葉山美しき里に生く

茨城

中原ひそむ

小鳥来て啄みつくす実南天  
石を伐る筈返して山眠る  
大正に生れて発句に杖の秋  
掻く程の雪は積らず茶を酌みぬ

山形

柏屋

敏秋

会葬の列にしとしと冬の雨  
雪の夜や五歳の孫に童話読む  
測量や師走の風に急かさるる  
古希迎へ日進月歩の年惜しむ

岐阜

堀越

貞有

小春日や行く先々で立ち話  
手袋をはづし絵手紙受け取れり  
入山の止札立てて山眠る  
甲板で祝詞をあげて初荷船

今月の作品から

深谷健吾

島田

操

着ぶくれも老いの自愛でありしかな  
「着ぶくれ」とは、冬の季語。冬は寒気を防ぐため、誰もよけいに着物を重ねて着る。それを厚着とも重ね着ともいい、体がふくれて見えるのを着ぶくれという。年寄りの厚着はいかにもふさわしいものだが、若い人の着ぶくれは様にならないし、情けない感じがする。しかし、寒気の厳しい地方の人の着ぶくれた姿には、寒さに抗する生活者の実感がある。この句の眼目は、中七の「老いの自愛」にある。自愛とは自らその身を大切にすること。寒気は老いの身には厳しいもの。我が身は自分自身で守るという強い覚悟を感じる見事な一句である。

中原ひそむ

石を伐る筈返して山眠る

「山眠る」とは、冬の季語。冬の山がもの寂しく、静まっている様子という。春は「山笑ふ」、夏は「山滴る」、秋は「山装ふ」、冬は「山眠る」と形容されている。山を擬人化した表現がユーモアでもあり、よく冬山の感じを出している。冬山の石を伐る作業は殊に厳しいもの。眠っているような静寂した山の眠りを覚ますごとくに高音を立てて石を伐る音が訇と化す。「訇」の動と季語である「山眠る」の静による対比が見事な佳句である。

柏屋

敏秋

測量や師走の風に急かさるる

「師走」とは、冬の季語。陰曆十二月の異称。今は陽曆十二月、歳末をいう語としてふつうに用いられている。語源は、為果つ月であり一年の終わりの物事をなし終える意であったと思われる。語感にも慌ただしい響きがあつて、この月は師と呼ばれるような人々も東西に走り回るからという俗説がまことしやかに通用しているのも面白い。測量作業には、内業と外業がある。殊に師走の頃の測量の外業は厳しいもの。強い寒風は身にこたえる。尚、雪が降り積もつたりしたら、それこそ作業は不可能となる。正に師走の風に急かされている様である。冬の厳しい測量作業を活写した見事な一句である。

堀越

貞有

手袋をはづし絵手紙受け取れり

「手袋」とは、冬の季語。冬季、防寒保温のために手の指を覆うもの。糸糸編・布製・革製とある。五指がそれぞれ独立しているものがふつうで、親指が独立して他の指は一緒になつているミトンは、子供用に多い。寒さによつては内部に毛皮のついたものもあり、それぞれ趣が違う。俳句では脱いだ手袋を擬人化して詠む方法が意外に多い。冬になると、完全防備をして赤いバイクに乗って走り回っている郵便屋さんをよく見かける。自宅の玄関先で配達便を受け取った情況の一句か。絵手紙の配達に気付き、手袋を取つて礼を言つて受け取つたのである。作者の優しい気持ちを見事に表現した佳句である。

# 団体総合生活補償保険のご案内

突然のケガや病気のリスクに備えましょう！

保険期間：令和2年10月1日午後4時から1年間  
中途加入可能です。毎月20日締め切り・翌月1日補償開始となります。

## Point. 1



お工作中・日常生活を問わず、病気やケガをした場合  
入院・通院ともに初日から補償されます！

※補償タイプにより異なります。

### ▼ お支払事例 ①

測量中に転倒し足を骨折。10日間入院のうえ、  
5日間通院治療を受けた。

### •ケガのみタイプ「TB」型に2口加入の場合

傷害入院保険金日額：8,000円、傷害通院保険金日額：4,000円

入院 8,000円 × 10日 = 80,000円

通院 4,000円 × 5日 = 20,000円

▶ お支払合計金額：10万円

## Point. 2



介護一時金支払特約や日常生活賠償特約など充実した  
オプションもご用意しています！

### ▼ お支払事例 ②

休日に自転車にて走行中、タクシーから降りてきた相手と接触。  
相手が転倒し手を骨折したため、治療費等20万円を請求される。

### •オプション「K」にご加入の場合

最大1億円まで補償可能(一部を除いて日本国内外補償)

▶ お支払合計金額：20万円

※このご案内は保険の概要を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

本保険は土地家屋調査士賠償責任とは異なります。ご加入に際しては別途お手続きが必要となります。

### ●お問合せ先

〔代理店・扱者〕 **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

〔引受保険会社〕 **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

承認番号：B20-100991 承認期限：2021年10月1日



—昨年まで当然のように行ってきたことができなくなり、世界が大きく変わってしまった印象があります。本号掲載の連合会主催「制度制定70周年記念シンポジウム」は規模縮小での開催でしたが、来場できない会員に向けてリアルタイムで視聴できるライブ配信が行われ、その後はYouTubeでも配信。また、定例研修会（Zoom研修・ビデオ研修）とした土地家屋調査士会もあり、会場に大勢の人が集まれなくとも、結果的には多くの会員の参加が実現しました。

長く続くであろうコロナ状況下において、各土地家屋調査士会の運営も、会員の日常業務も、自主的な感染予防に取り組み、適切に対応することが肝要です。耐え忍ぶことも多いと思いますが、新たなやり方を見出す努力をしつつ、こつこつと地道に突き進むことが、次の展開へとつながっていくのだと思います。

広報員 上杉和子(三重会)

## 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円  
1年分 1,200円  
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 國吉 正和

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社